

平成24年2月15日

岡山県介護老人福祉施設入所指針の一部改正について（概要）

今後、さらに高齢化が進行するとともに、認知症高齢者や高齢者の単身・夫婦のみ世帯の増加が見込まれる状況下、特に入所希望者が多い介護老人福祉施設については、入所の必要性の高い者の優先的な入所の確保がより重要となることから、入所決定過程の透明性及び公平性を確保し、施設入所を円滑に実施するため、岡山県介護老人福祉施設入所指針を次により一部改正しました。

記

1 改正の経緯

平成15年2月に岡山県介護老人福祉施設入所指針を制定して9年が経過しようとする中、特別養護老人ホームの入所申込者の状況や入所申込の実態に関する調査研究、また、岡山市特別養護老人ホーム入所指針の策定等を踏まえ、改正した。

2 改正の手続

岡山県、市町村及び岡山県老人福祉施設協議会の三者で構成するワーキンググループで協議するとともに、岡山県介護保険制度推進委員会で意見聴取を行った。

3 改正の趣旨（目的）

- (1) 入所の必要性の高さを判断する基準における「待機期間」の削除
改正前指針では、待機期間を判断基準の1項目としていたが、必要以上の早期の申込みを助長するおそれがあることから削除した。
- (2) 判断基準の項目の点数化
改正前指針の判断基準の項目を見直すとともに、新たに判断基準の項目を点数化することにより客観的に入所順位を決定することとした。
- (3) 入所申込者に係る調査
入所順位名簿に記載された入所申込者の状況を把握するため、施設は年1回の調査を実施することとした。

この他、入所申込者を適正に管理できるよう、自己都合による入所辞退者や調査不能者については、入所順位名簿から除外し入所保留者名簿へ記載すること等を規定した。

4 改正年月日

平成24年 2月10日

5 実施時期

平成24年 4月 1日

6 公表

岡山県保健福祉部長寿社会課ホームページで公表

<http://www.pref.okayama.jp/site/presssystem/265155.html>